

該当年度に初めて届いた「決定」通知書の見方

令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

横浜市

〒231-0961
 中区 町〇・〇・〇
 株式会社 ○×商事 様

指定番号 30-99999

特別徴収税額		167600		課税人員		非課税人員	
月	人数	納付額	月	人数	納付額	月	人数
6月分	1	6200	12月分	2	14600		1
7月分	2	15400	1月分	2	14600		
8月分	2	14600	2月分	2	14600		
9月分	2	14600	3月分	2	14600		
10月分	2	14600	4月分	2	14600		
11月分	2	14600	5月分	2	14600		

地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）第1項並びに横浜市市税条例第33条の3の規定によって、令和6年度の給与所得等に係る市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収税額を決定（変更）したので通知します。
 この通知による処分に異議を申し立てる場合は、この通知を受理した日の翌日から起算して1か月以内に、横浜市長に審査を請求してください。
 この通知による処分を不服と認め、審査請求をされた場合は、審査請求がなされた日から起算して1か月以内に、横浜市長に審査を請求してください。

給与支払者(事業主)が納入する給与所得者(従業員)全員の月別の合計金額を記載しています。翌月10日までに納入していただく金額です。

納入時には、納税義務者欄に記載されている市区町村コードではなく、横浜市 中区の市区町村コード 141046 を御使用ください。
 なお、地方税共同機構が提供する地方税共通納税システムをご利用になる場合は、横浜市の市区町村コード「141003」をご使用ください。

指定番号	宛名番号	市区町村コード	受給者番号	特別徴収税額	納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(備考)
30-99999	15	141003	101	28000	0	0	3000	2500	2500	2500	2500	2500	2500	2500	2500	2500	2500	
住 所				金沢区〇〇町〇・〇 沢 緑 様														
30-99999	20	141003		133400	0	0	12400	12100	12100	12100	12100	12100	12100	12100	12100	12100	12100	
住 所				都筑区〇〇町〇・〇 青葉 様														
30-99999	21	141003	105	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
住 所				南区〇〇 南 旭 様														
30-			107	6200	6200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
住 所				西区〇〇 西 泉 様														

表題の年度（この記載例の場合は令和6年度）の指定番号を記載しています。お問合せの際は、この番号をお知らせください。
 給与支払者の所在地の移転等により、年度ごとに指定番号が変更になる場合があります。

納入時に使用する市区町村コードを記載しています。
 紙の納入書や金融機関独自の地方税納入サービスを利用する場合は上段の市区町村コードを、eLTAXの地方税共通納税システムを利用する場合は下段の市区町村コード（141003）を使用してください。

給与所得者(従業員)個人の月別の金額を記載しています。
 各給与所得者(従業員)の各月の納付額を同月に支給する給与から差し引、翌月10日までに納入してください。

【定額減税（特別税額控除額）の反映について】（令和6年度）
 個人住民税については、自治体が保有する税情報をもとに定額減税を算出し、控除した税額を通知します。特別徴収税額通知書のとおり、給与から住民税を差し引いてください（特別徴収義務者が残額を管理する必要はありませんので、例年通り横浜市から通知された金額のとおり差引を行ってください。）。
 納税義務者用については、摘要欄に定額減税額（「特別税額控除額」と記載します。）を記載します。特別徴収義務者用については、定額減税に係る記載はありません。

原則として、4月15日【例月の異動（退職・転勤）は各月10日】までに提出

特別徴収義務者名 株式会社 ○×商事 様